

第 38 回総合科学技術会議議事録（案）

1 . 日時 平成 16 年 7 月 23 日（金） 14 時 31 分～ 15 時 37 分

2 . 場 所 総理官邸 4 階大会議室

3 . 出席者

議長	小泉 純一郎	内閣総理大臣
議員	細田 博之	内閣官房長官
同	茂木 敏充	科学技術政策担当大臣
同	麻生 太郎	総務大臣（代理 山口 俊一 総務副大臣）
同	谷垣 禎一	財務大臣
同	河村 建夫	文部科学大臣
同	中川 昭一	経済産業大臣
同	阿部 博之	
同	大山 昌伸	
同	薬師寺泰蔵	
同	岸本 忠三	
同	黒田 玲子	
同	吉野 浩行	
同	黒川 清	
（臨時）		
議員	坂口 力	厚生労働大臣
同	亀井 善之	農林水産大臣
同	井上 喜一	防災担当大臣

4 . 議事

（ 1 ）平成 17 年度科学技術関係予算の改革について

（ 2 ）ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方について

（ 3 ）科学技術関係人材の育成と活用について

（配付資料）

資料 1-1 平成 17 年度科学技術関係予算の改革について

資料 1-2 平成 17 年度科学技術関係予算の改革について（案）

資料 2-1 ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方について

資料 2-2 ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方（案）

- 資料 2-3 ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方（案）＜＜添付資料＞＞
資料 2-4 ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方（案）＜＜参考資料＞＞
資料 3-1 科学技術関係人材の育成と活用について（概要版）
資料 3-2 科学技術関係人材の育成と活用について【案】
資料 4 第 37 回総合科学技術会議議事録(案)

5 . 議事概要

【茂木議員】

総理が 5 分ほど遅れられるということで、先に始めて欲しいということで、すから、ただいまから、第 38 回総合科学技術会議を開会させていただきます。

今回は、臨時議員として、厚生労働大臣、農林水産大臣、防災担当大臣に御参加をいただいております。

本日の議題は 3 つございます。お手元の資料のとおり、議題の 1 として、「平成 17 年度科学技術関係予算の改革について」、議題 2 として、「ヒト胚の取扱いについて」、議題 3 として、「科学技術関係人材の育成と活用について」、この 3 つ議題を予定しております。

(1) 平成 17 年度科学技術関係予算の改革について

【茂木議員】

それでは早速、議題 1 の「平成 17 年度科学技術関係予算の改革」に入りたいと思います。

平成 17 年度は御案内のとおり、第 2 期科学技術基本計画の最終年度であります。同計画に掲げた諸目標達成のためには、科学技術関係予算のすべてについて、聖域なく見直し、大胆な改革を積極的に進めていくことが不可欠であります。そのための取組方策として、私と有識者議員の先生方を中心として検討を行ってまいりました。その取りまとめについて、まず、阿部議員から御説明をお願いいたします。

【阿部議員】

スクリーンで御説明いたします。ただいま茂木大臣から説明がありました

ように、5月の総合科学技術会議本会議におきまして、様々な御意見を賜りまして、最終年度である17年度に向けまして、諸目標の達成に向けて、更に質の高い施策への取り組みの加速が必要ということで、具体的にはすべての科学技術関連施策について、府省の縦割りによる弊害の排除、連携の強化等を推進し、真に重要な政策分野の重点化ということと、併せて創造的な研究開発担当を推進する競争的研究資金の改革徹底及び重点的拡充の2点に絞りまして、以下3つの提案をさせていただきます。

その1番目はSABC等の改善でございます、これは主として重複排除・連携強化に係るものでありまして、すべての科学技術予算をチェックして優先順位付け等を実施するというところでございます。それから、SABCにつきましても、予算への反映にいろいろ御配慮いただいておりますが、それを更に進めまして、「S」については予算を思い切って重点的に配分する一方、「C」については削減率を高めるなど、さらにめり張りの効いた予算の実現に向けた取り組みの強化を進めていきたい。これは財政当局へのお願ひも含めて書いてあります。

これが新しい提案でありまして、「連携施策群」と書いてある4ページでございます。各府省の縦割りの施策に横串を通すという観点から、国家的・社会的に重要であって、関係府省の連携の下に推進すべきテーマを定めまして、関係府省とともに連携施策群として積極的に推進していきたい。

テーマは、有識者議員が候補を示した上で概算要求前にヒアリングを行いまして、9月の本会議においてテーマを決める予定を考えてございます。それから群ごとに、幾つかの群がございますが、重複を排除し連携効果を高めるためにワーキンググループを設置しまして、専門家によるコーディネーターを配置することを考えております。このテーマにつきましても、次に5ページを御覧いただきたいと思います。

現在、8つのテーマを考えてございます。これらにつきましては、先ほど申し上げましたように、各省のヒアリングを行った上で、9月のこの会議において決定をしたいと考えておるところでございます。

3番目が競争的研究資金の改革でございます。

御案内のように第2期基本計画におきましては、倍増ということがうたわれておりまして、具体的には平成12年度の2,968億円、約3,000億円を倍増、5年間のうちに倍増、約6,000億円をもってこようということですが、平成16年には3,606億円ということで、20%強ということにとどまっております、6,000億円まで非常に大きい差があるわけでございます。しかしながら、競争的研究資金の必要性・重要性に鑑みますと、とにかく倍増に向けて伸ばしていきたいわけでありまして、その半分は少なくとも超し

たいということで、平成 17 年度は 4,500 億円を目標をお願いをしたいと考えているところであります。

一つ前を御覧いただきたいと思いますが、そういうことで、聖域なき見直しを行っていただきまして、制度改革を中心にしつつ、平成 12 年度の 150 %、今の 4,500 億円以上の水準の確保をぜひ目指していただきたいというふう

に考えているところであります。そのためには総合科学技術会議におきましても、いろんな説明、あるいは確認をさせていただくことを考えております。競争的研究資金につきましては、創造的科学研究の推進に、特に我が国発のオンリーワン型の科学技術の推進が不可欠でございます。また、技術革新ということから考えましても、競争的研究資金の拡充なしにこれを図るということとはできないわけでありまして、我が国の一部には、残念ながら競争的ということ

以上であります。

【茂木議員】

ありがとうございました。

今、阿部議員から平成 17 年度の科学技術関係予算に関連して、その改革で大きく 3 つのポイントを中心にしながら御説明いただいたわけですが、これに関連しまして、御意見等ございましたら御自由にお願ひします。

それでは、河村文部科学大臣お願いします。

【河村議員】

今御説明をいただいて、いよいよ平成 17 年度がこの第 2 期基本計画の最終目標のところ

一方、科学技術活動の持続的発展のためには、基盤的な経費の確保も必要であります。また、様々な課題への資源配分がバランスよく行われなければならぬと思います。資源配分方針の中にもうたっておりますが、競争的資金の拡充と併せて独立行政法人や国立大学法人の運営費交付金のような基盤的経費、基礎研究的なものも含まれますが、これは両方、相持たなければいけないのではないかと考えております。

競争的資金の拡充については、競争的な研究環境をどうしてもつくっていかねばなりませんから、これを具体化する意味において、私としても全力でこれからも取り組んでいく課題だと思っております。特に17年度を更に拡充していこうということですが、これは第3期基本計画も視野に入れつつ、競争的資金の原点といえますか、競争的な研究環境の形成に資する制度というのはどういう要件なのかという基本的問題についても検討する必要があると思っております。ということは、この競争的資金を更に拡充するという考え方の中に、今、文部科学省はいろいろ取り組んでおりますが、そういうものにどういうふうに今後取り組んでいくかということに当たっては、やはり競争的資金とは一体何かということをもう一度御検討いただく必要があると思っております。このことにつきましては、総合科学技術会議において検討を特に要請をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【茂木議員】

亀井農水大臣お願ひいたします。

【亀井議員】

科学技術連携施策群、この創設ということは、これまでもバイオマスの推進、あるいは鳥インフルエンザの対応等、関係府省と連携によりまして進めてきたところでありまして、関係府省間の重複排除・連携強化、この観点から大変有意義であると思っております。今後とも関係府省との連携を密にしていきたいと思います。

それから、競争的研究資金の関係でございますが、これまでも積極的にその拡充に努めてまいりましたが、これら農林水産分野の競争的研究資金につきましては、競争倍率も非常に高く関係者からも高く評価をされております。平成17年度におきましても、こうしたニーズに応えていくために、競争的研究資金の一層の拡充に向け努力をしたいと思います、このように考えております。

【茂木議員】

それでは山口総務副大臣お願いいたします。

【山口総務副大臣】

先ほど来お示しをいただいております連携施策群の推進とか、あるいは競争的研究資金の拡充云々というお話、大変すばらしいことなんでしょうとおっております。ただ、さっきもSABCの話もありましたけれども、「C」は削るといのはよくある話なんですけれども、「S」に集中的にということがなかなかできておらないということで、重要課題への重点的な投資をしっかりと実現していくということが大事なのではなからうかなと思っております。そのためにも、重点投資を実現するための予算の裏付けにつながるスキーム、これがないということが非常に大きいんじゃないかなというふうな思いがいたしております、それを何とか明確にする必要があるんじゃないか。

例えば、この資料にもありましたけれども、連携施策群の実施に関しては科学技術振興調整費というのがあるんですが、これをより積極的に活用できるようにしていただいたらなというふうな考えを持っております。また競争的研究資金につきましては、それぞれ各省における拡充への取り組みというのは、これも実現をされるための仕組みをより明確にしないとだめんじゃないかなというふうな感じがいたしますので、これも具体的なスキームですね、ぜひとも茂木担当大臣のリーダーシップのもとに早期にそういったことが確立できるように、ぜひともお願いをいたしたいと思っております。

【茂木議員】

ありがとうございます。今、「C」の方は大幅に削って「S」に集中的にというお話もありましたが、谷垣大臣お願いいたします。

【谷垣議員】

科学技術予算につきましては、これまで傾斜的といいますか、かなり量的にも拡充してきましたし、それから質的な向上という点についても、この総合科学技術会議等でいろいろ工夫をいただいていたわけでありましてけれども、今の財政事情を考えますと、もちろん聖域というわけにはいきませんので、これからの軸足といいますか、一層の効率化とか、質的な拡充といいますか、量的な拡大というところから、そういうところにだんだん軸足が移ってこざるを得ないのかなと、こういうふうに思っております。そう考えますと、先ほどの阿部先生のお話の中にも重複排除の徹底とか、あるいは連携の強化が大事であるという御指摘は、これは極めて大事な課題であると思っております。

すので、先ほどの御提案のように、科学技術連携施策群ですか、私は極めて意義のある御提言ではないかと思っておりますので、こういう中で改善が図られていくことを期待したいと思っております。我々も予算編成の過程で総合科学技術会議と緊密に連携をとって、メリハリを付けることをやりたいと思っております。

それから、競争的研究資金ですが、先ほど河村大臣からもお話がございましたけれども、配分のあり方の見直し等によって、その効果をどうやったら最大限に発揮できるかというような制度面からの御検討がやはり不可避なのではないかなというふうに思っております。ぜひそれはお願いしたいと思っております。それから、阿部先生のお話の中にも 150 % という数値を入れての目標を掲げておられましたが、査定する当局といたしましては、まだ、具体的な予算要求のない中で、いきなり 150 というわけにはまいりませんで、やはり一つ一つ要求内容を吟味していき、また議論をさせていただいて、結果としてどうなるかというふうなことではないかと思っております、あらかじめ 150 % というのを、すぐ「そうだね」というわけにはなかなかかないということとは申し上げたいと思っております。

以上でございます。

【茂木議員】

坂口大臣お願いいたします。

【坂口臨時議員】

阿部議員から先ほどお示しいただきました総論におきましては、全く私もそのとおりだというふうに思っております、賛成したいというふうに思います。

ただ、競争的研究資金で、一番最後のこのページでございますが、既に平成 16 年におきましては、厚生労働省関係では 31% 競争的な資金になっているわけでございますが、平成 12 年に比較すると 9% しか増えていないということがございます。これはなぜかといいますと、感染研究所でございますとか、がんセンターでございますとか、こういうところの予算もすべて、我々のところがいただいております科学技術関係経費の中に入っているものでございますから、なかなかがんセンターや、そういう感染研究所みたいなところも、学者先生をちゃんとそこにおいていただくわけでございますので、ここを競争的にということがなかなかいきにくいという側面がございますので、そのことだけ御理解をいただきたいというふうに思います。

しかし、総論といたしまして、競争的な分野を増やしていかなければなら

ない。それは御指摘のとおりだと思っておりますので、そのようにさせていただきます。と思っております。

【茂木議員】

それでは、有識者議員の先生方からもしございましたら。岸本先生お願いいたします。

【岸本議員】

前回の本会議で申し上げましたけれども、我が国の科学技術予算は、この5年間の間にGDP比にして先進国並みのところになってきた。しかしながら競争的研究資金というカテゴリーで見ますと、わずか全体の約1割にしか過ぎない。これは欧米諸国の30%と比べますと、はるかに少ない額になっている。日本の科学技術を支える最も重要なところは大学であります。大学に更に競争的な研究環境を醸成するということは非常に重要なことであります。先ほど文部科学大臣が言われましたように、確かに基盤的に支える運営費交付金と競争的研究資金のバランスということが非常に大事なことであります。しかしながら、運営費交付金の一部を競争的研究資金に回したから大学の教育環境が損なわれるかという議論があるわけでありましてけれども私はそう思いません。例えば、アメリカの例を見てみますと、有名な大学のほとんどの大学院の教育はトレーニンググラントによって支えられています。強大なトレーニンググラントによって大学院学生も給料をもらうし、そういういいところへは、したがって優秀な大学院学生が集まるしというふうな仕組みになっています。それは競争的研究資金です。

したがって、一概に競争的研究資金を増やしたから教育環境が損なわれるということはないであろうということで、大学にもそういうふうなことを考えていかなければいけない。そこで、ここで書かれているように、聖域なく大学等も含めて、国立大学法人も含めてという言葉になっておるわけで、独立行政法人等の「等」の中には、我々は国立大学法人も含まれているというふうな解釈でやっていきたいというふうに考えております。

【茂木議員】

阿部議員。

【阿部議員】

文部科学大臣はじめ競争的研究費に関連するシステム改革が必要だという御提言をいただきました。全くそのとおりでありまして、総合科学技術会議

としましても、これまで競争的資金改革に関するいろんなことをここでお決めいただいて今進めている段階であります。国立大学が法人化をされたということで、また環境が変わってきている面もありますので、これは引き続きやっていく必要があると思います。今後とも検討しろという御依頼についてはそのとおりだと思いますので、そういう方向で検討していくべきだと考えております。ありがとうございました。

【茂木議員】

薬師寺議員、そして大山議員。

【薬師寺議員】

河村大臣と谷垣大臣がおっしゃったように、制度そのものをきちんと整備するということは、本当に重要だというふうに思います。競争的資金といっても、26種類ぐらいあって、ややばらばらみたいなところがありますから、そういうことは我々も責任をもってやらなければいけないと思います。それでやはり大学の話は、競争的資金の6割が大学、特に国立大学が受益者ですので、メッセージとしては、国立大学は今ちょうど独立行政法人になったところにこういうメッセージをぜひ与えて、日本は大学のところが競争的にならない限り日本は強くならない。こういうようなメッセージで、ぜひ、そういう意味で「等」の中にも大学が入っていると我々は強く認識しています。

【大山議員】

私からは予算の改革、今なぜ予算の改革かという視点と競争的資金の倍増についてコメントをさせていただきたいと思います。

今なぜ予算の改革かというのは、先ほども御指摘ありましたとおり、さきの本会議で指摘された事項に加え、私自身は第2次科学基本計画がスタート以来4年目を迎え、既に後半戦に入ったという認識であり、まさしく実効と結果を問われるステージにあると思います。これまでは累計投資は16兆6,000億強ですが、これを今後いかに生かすかという視点と、それから現下の大変厳しい財政状況の中で、こういった予算の効率的・効果的運用と成果をいかに上げるかという視点で、本日御提案を申し上げた改革は、ぜひ必要であると思うわけであります。

もう一つは競争的資金の倍増でありますけれども、競争力強化に資する競争的研究開発環境の整備拡充の必要性については、私どもと各省庁の認識が一致するところであると私どもは理解しております。ただ、こういった分野の改革は、資金枠の拡大、それから制度改革の両面で諸外国に比べて大変遅

れておるといふことでありまして、今後はいろんな制度上の制約を越えてお互いに力を合わせて実をとって行く。こういったベクトル転換が必要じゃないか。そういう意味で、今日御提案申し上げている「聖域なき見直し」を含めて、この改革に取り組むべきというコメントを差し上げたと思います。

【茂木議員】

よろしいでしょうか。河村大臣。

【河村議員】

岸本先生、薬師寺先生から競争的資金の拡充、これは大学、特に文科省予算が大半を占めておりますから、ここでもっと伸ばすことが私も必要だと思っております。ただ、国立大学が競争的資金をうんと増やすということが必要だという御指摘で、それは運営費交付金等々を削って、そっちから回すべきではないかという御指摘がございました。これについては私も考えてみたのですが、これは検討することはやぶさかではないのであります。4月に非公務員化して大改革をやってきたばかりでありまして、国立大学法人、これが独立行政法人という名前を付けずに、国立大学法人という名前にあえてしたのは、いわゆる行政の教育、極めて教育的観点から言うと、別途の法人のものでなければならぬという考え方、そしてこの運営費交付金というのは、まさに教育研究の基盤であって、これまでやってきた、これを継承していくというのが一つの大きな課題でございまして、競争的資金の拡充については、私どもの計画では第2期基本計画の目標達成、これは成長率からいくと22兆円ぐらいになるのでしょうか。あと7兆か6兆ぐらい足りない。これをどうやって確保するかということは、これは予算的にも大変なことなのですが、その中で競争的資金の拡充というのはかなりできるのではないかと、こういうふうに思っておるわけでございます。

今、国立大学も運営費交付金は実は1%の効率化をかけられておりまして、東京大学と京都大学の1%を足したら、一つの地方大学がつぶれるぐらいの効率化を現実にやっております。しかし、その中にもいろいろな科学技術関係経費等々、一般的な運営費交付金の中にそうした科学技術絡みもありましょうから、そういうものを精査しながら、できるだけ努力をする方向というのは間違っていないと思います。やはり第2期基本計画の中で、いかにこれを増やしていくかということをご期待しておる部分があるということも御理解いただきたいと思っております。

【小泉議長（内閣総理大臣）】

競争的研究資金の改革・拡充は大事だと言われて、そのとおりだが、今回、初めて科学技術関係予算、全部重複排除・連携強化するのだから、その中でできませんかね。全体3兆6,000億円でしょう。その中で倍増するといったって1兆円もないのでしょう。目標達成に向けて工夫できませんか。そのぐらい思い切ったことやっていいんじゃないか。全体だから。各省が嫌がることをやるのだから、この際思い切ってやったらどうですか。できないことをやるのだから。それは各省と連携して、この会議で今言った意見をどうやって実現に持っていくか。今までやらなかったことをやるのだからできるんじゃないですか。それを含めて研究してください。どうやって実行に移すか。倍予算があるのだから、そうでしょう。今まで半分しかできなかったのでしょう。今度は倍できるのですよ、見直し。皆さんに権限を与えるのですよ。言い出したからにはやってください。

【茂木議員】

今、総理がおっしゃったように、昨年まではS A B C付けが大体3兆6,000億の半分ぐらいでした。それから「聖域なく」ということであり、独法等々も含めてすべてを見るということでもありますから、そこの中からしっかり資源を捻出して重要な分野に予算が配分できるようにしていきたいと考えております。

議論を整理させていただくと、昨年のS A B C付けをやってみましても、各府省の施策で重複している案件が見られまして、この重複排除はどうしても必要だと考えております。また近年、例えばポストゲノム研究や、ユビキタスネットワークなど、いろんな省庁にまたがる案件が増えてきており、各府省が連携して施策を推進していく必要が非常に高まっていると感じております。

このようなことから、先ほど阿部議員から説明させていただいた「科学技術連携施策群」を創設して改革をしっかり推進していきたいと考えておりますし、この連携施策群に入る個別の施策については、昨年のように個別にS A B Cを付けるだけでなく、施策群全体として重み付けをすることも考えていきたいと思っております。

それから、先ほど山口副大臣からも御指摘をいただきましたが、連携施策群を効果的に進めるために総合科学技術会議のイニシアティブのもとで科学技術振興調整費を柔軟に活用していくことが必要だと考えております。

競争的資金についても、様々な御意見をいただきましたが、この5年の期間の間に倍増する目標が設定をされております。これまで4年間を見ると、

大体全体的に2割増というレベルであり、各府省研究予算の中で優先的確保という点でまだまだ改善の余地があると考えております。各府省のこれまでの実績を見てみても、それぞれの事情がありますが、ばらつきがあるのも事実であります。

こうした状況を踏まえ、17年度の各府省予算において、従来の予算の増加の伸びのベクトルを変えて、競争的資金への優先的資金確保を図って、目標の早期達成を図るためには、阿部議員から説明がありましたように、17年度の予算において、谷垣大臣より、今の段階でコミットするのは難しいという御意見もありましたが...

【谷垣議員】

それは「ありましたが」じゃなくて、要求もない段階であらかじめこういう目標を決めるということは、これは困りますよ。それはあくまでも要求があって、それをどう査定するかということじゃないと予算査定ができませんから。

【茂木議員】

ちょっとお待ちください。有識者議員の間では、17年度比150%以上を目標としないと達成できないのではないかと考えておりますので、ぜひ御協力をいただきたいと思っております。

これらの観点も踏まえ、お手元に資料1-2がございますが、「科学技術連携施策群の創設」及び「競争的研究資金の改革と拡充」につきまして、資料1-2の「平成17年度科学技術関係予算の改革について」を原案のとおり決定させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【茂木議員】

よろしいようでしたら、原案のとおり決定させていただきます。

なお、ただいま御決定いただきました改革、これをしっかり実現をしていくためには、各省の予算配分上の特段の努力に加えまして、様々な面での制度改革といったことも不可欠であると考えております。幾つかの省について申し上げたいと思っております。

財務省に関してですが、競争的研究資金の配分機関となる独立行政法人については、他の独立法人と同様、業務運営の効率化、これに努めることは言

うまでもないわけですが、事業費総額を相当程度拡充する必要があると思われるので、その点は他の法人と一律的に扱われることがないように、科学技術庁長官も経験されました谷垣大臣を中心にぜひ御検討いただきたいと考えております。

それから、S A B C 付けの結果、競争的資金化が適切と指摘されました予算につきましては、先ほどの御意見に中にもありましたが、それを実現して、またC評価とされた課題につきましては、大幅に予算を削減すると同時に、その分競争的研究資金に振り分けていただきたいと考えております。

文部科学省に関しては、目標達成に向けまして、競争的資金の最大シェアをお持ちでありまして、同省の予算の思い切った伸びが不可欠であると考えております。

具体的には、先ほど河村大臣からも御指摘がありましたが、河村大臣は文教制度改革のニューリーダーと言われる方でありますので、河村大臣のリーダーシップの下で、国立大学法人の運営費交付金の一部を競争的研究資金として活用できないかというところまで再度踏み込んで御検討いただければありがたいと思っております。

また、例えば21世紀COEプログラムなど既存の予算につきましても、必要な制度改革を行うことによって、競争的研究資金化が図れないか積極的に御検討いただきたいと考えております。

経済産業省に関しては、研究開発予算全体の中で競争的研究資金のシェアはもともと低く、総合科学技術会議からも改善の指摘をさせていただいております。したがって、平成12年度比150%の水準を大幅に超えた増額をお願いできればと思っております。また、平成16年度の経済産業省の競争的研究資金は58億円であります。その増額のみならず、競争的環境創設のシンボリック官庁として、他の予算につきましても制度改革を含め競争的研究資金化を図るべく鋭意御検討いただきたいと思っております。

厚生労働省に関しては、坂口大臣から御発言のとおり、研究予算の中で競争的資金の割合は、約3割とかなり高い水準にあることは我々も認識をいたしております。ただ、その一方で、この2年間予算額が減少してきておりまして、17年度はこうした傾向を逆転させる高い伸びをお願いできればと考えております。

もちろん、今お願いした省庁以外につきましても一層の御尽力をお願いできればと考えております。これらの取り組みによりまして、重複排除・連携強化を進めて、真に重要な分野へ予算を重点的に配分した、一層メリ張りの効いた平成17年度の科学技術関係予算を実現するとともに、競争的研究資金を抜本的に拡充することを通じ、科学技術創造立国の実現に向けて創造的

な研究開発活動の推進をお願いしたいと思います。関係大臣におかれましては、様々な問題があることは承知しておりますが、本決定に沿いまして、科学技術関係予算の改革実現に向けた御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本件に関しまして、小泉総理から改めて一言お願いできればと思います。

【小泉議長（内閣総理大臣）】

今の茂木大臣の話にありましたが、この科学技術予算というのは、厳しい予算状況の中で、小泉内閣でも重点的に取り組んでいる大事な予算であります。先ほどの私の、全部各省の科学技術関係予算をこの会議で検討していただきたいということも、今までにないことですので、現在決められた改革方針の内容、そして茂木大臣の要請の趣旨を踏まえて、この際、より一層日本がこれからの環境保護と経済発展の両立の鍵を握るのは科学技術だという姿を、皆さんの御努力、御協力で示していただきたいと思います。

【茂木議員】

ありがとうございます。

（２）ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方について

【茂木議員】

それでは、次に議題の２のヒト胚の取扱いについてに入らせていただきます。

ヒト胚の取扱いの問題につきましては、近年急速に発展する生命科学において重要な倫理的課題であるとともに、大変慎重な判断が必要な分野でもあります。このことに関しては、前回の本会議におきまして、残された論点について改めて生命倫理専門調査会で検討を続けることとしておりましたが、今般、専門調査会における検討を終え、最終報告書が取りまとめられました。薬師寺議員から説明をお願いいたします。

【薬師寺議員】

今、茂木大臣がおっしゃったように最終報告書ができました。最終報告書

の構成は、今お手元にありますような主文に当たります資料 2 - 2 でございます。それから、主文に対する共同意見書からなる添付資料がございます。それが、資料 2 - 3 でございます。それから、参考資料の資料 2 - 4 から構成されております。本日は先生方には資料 2 - 2 を本会議として御決定いただきたいということでございます。その内容につきまして、全体についての資料 2 - 1 を用いまして、御説明を申し上げたいというふうに思います。

平成 13 年の最初に生命倫理専門調査会ができましたのは、クローン技術規制法でクローン個体の作成と特定胚の作成は規制している。それに伴いまして、総合科学技術会議は多様な意見をまとめて 3 年以内に結論を出せということでございます。実質の議論は平成 13 年の 8 月に始まりまして、7 月 13 日におきまして、その最終報告書は決まったということでございます。多様な意見は、図を御覧のように賛成派、積極派、それから反対派、慎重派、それから中間派、無関心派様々な考え方がございます。その内容はこのようになっております。

我々の議論は 3 年間やりました。私は、残りの 6 ヶ月間、井村先生の後を引き継いでやらせていただいたわけでございますけれども、繰り返しになりますけれども、ヒト胚の倫理的 position は、やはり「人の生命の萌芽」とするということで皆さんに一致しております。

それから、その取扱いに関しましても、原則認められない。これも一致しております。そして、ただ、例外を認める見解が今回最終報告書の中の主文の中に入っておりますけれども、それは生殖補助医療、すなわち不妊治療目的で作成・利用は容認される場合があるということでございます。大体大宗は、ここまでは全部賛成でございます。

それから、ヒトクローン胚の倫理的 position ということで、これはやはりヒト受精胚との間の考え方で差がないということで、このところは賛成しております。今度ヒトクローン胚の作成・利用に関しましてはどうするかということで、本報告書の主文の部分では、「現時点では例外的に容認すべき」というふうにしますけれども、その心は、容認というものを前提にして国民に対するメッセージ、特に患者さんに対するメッセージを与え、しかしながら、研究開始はずっとその後になるだろう。そのためには整備をきちんとやる必要がある。つまり、研究開始とその容認という言葉とは乖離がある。基礎的研究に限るというふうにいたしました。多くの反対意見は、現時点ではまだ例外は認められないとするモラトリアム派でございます。これが反対の一つの大きな考え方でございます。

繰り返しになりますけれども、この図にある様に原則では基本理念がございまして、基本理念を受けた例外措置を認めたわけでございます。ヒト受精

胚の作成は、生殖補助医療を可能にします。クローン胚の場合にも、基礎研究は極めて限定された条件の下に容認するが、開始に当たっては非常に制度的な問題、それから研究をする場合の場所でも非常に限定的にやる。つまり考え方といたしましては、反対派、慎重派の先生方の考えを非常によく入れております。しかしながら、最後ではやはり反対意見というものが表明されているわけでございます。

生殖医療と、それからそのクローン胚の基礎研究でございますけれども、これは社会に対して非常に大きなインパクトを与えます。それから、クローン人間の誕生に対する心配がありますけれども、これはもう御存じのように、13年6月6日に施行された法律で罰則を付けた禁止がありまして、我々の報告書の中には、人間の道具化・手段化、特に卵子を提供する女性の保護を十分にやろうということできちんと書かせていただきました。

その結果、主文の中で非常に重要な点でございますけれども、それでは制度・体制はどういうふうにするか。受精胚の作成・利用に関しましては、これまで作成をしないというふうに前小委員会では決まっておりました。日本産婦人科学会では会告のもとで、そういうような登録制でやっておりました。今回は、我々は国のガイドラインによる規制によろうというふうにいたしました。この議論に関しまして、それは今までのES指針のガイドラインの実績が非常に守られておりますので、そういうようなものをヒントに、ガイドラインでまず規制しよう。そういうことで文部科学省・厚生労働省にガイドラインの枠組をつくっていただきたいと。ところが国は、そのガイドラインがきちんと守られているかどうかということを確認しよう、ガイドラインの遵守状況を見ながら必要に応じた法整備というようなものを考えていこうというふうにいたしました。反対意見の2つ目の考え方は、最初に法律をつくって規制をしていこう。しかし、我々は、やはり国民の間に法の必要性の考え方が浸透するという前提で、法の受容というものが起こるということで、最初に法を前提としない考え方を貫きました。

クローン胚でございますけれども、今まで研究はございません。それで今度はガイドラインをつくりましても、それは規制法の法律の下のガイドラインですから非常に罰則もきちんとしたガイドラインでございます。そのガイドラインができて、総合科学技術会議といたしましては、体制整備をきちんとやっているか、それから女性の保護等もきちんとやっているか。それから科学的な研究もきちんとウォッチしているか。そういうようなモニタリングをやって、やはりほかの研究が進んだ場合には、必要に応じて中止勧告も行える。こういうような考え方を入れました。ここのところに関しましては、やはり諸府省から独立した総合科学技術会議とは別の組織で、これ

をきちんと見ていかなければいけない、こういうような考え方が反対意見の第3番目の考え方です。

以上時間が限られておりましたので、主文に関する基本的な考え方を御説明いたしました。よろしく願いいたします。

【茂木議員】

ありがとうございます。専門調査会では、先ほど薬師寺会長からも御説明があったように、平成13年8月から、3年間32回にわたって鋭意御議論いただき、薬師寺会長には最終取りまとめの素案等々の作成、そして委員の先生方との御議論、大変御苦労いただいたこと、心より感謝申し上げる次第であります。

それで本件につきまして御意見ございましたらお願いします。河村文部科学大臣お願いします。

【河村議員】

ただいま、薬師寺先生から御説明いただきましたように、ヒト胚の研究利用、これは再生医療をはじめとする医科学上の可能性に道を開くものと言われておりまして、難病患者等からの期待というのは非常に大きいものがあると思っております。一方、人の生命の萌芽を操作することありますから人の尊厳にかかるといって生命倫理上の重要な問題も含んでおるといって、社会的にも大きな課題になってきております。

こういう重要な問題を踏まえて、総合科学技術会議生命倫理専門調査会で精力的に審議を行ってきていただいた。そして一定の方向性を示す最終報告書を取りまとめていただいたということ、これは薬師寺会長、委員の皆様の御努力は大変なものがあったと心から敬意を表する次第でございます。その内容に関しましても、再生医療等に関する研究実施に向けて、大きな前進があったと思っております、この点を高く評価をいたしております。今後、私どもは、総合科学技術会議の意見具申の内容に沿って生命倫理上の問題、これも十分配慮しなければなりませんから、厚生労働省をはじめとする関係府省と連携をして、これからガイドラインの整備等具体的な枠組みの整備や措置、これを講じていかなければなりません。今後とも、我々そういうつもりで頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

【茂木議員】

坂口大臣よろしいですか。

【坂口臨時議員】

はい。

【茂木議員】

ほかに御意見ございませんか。

ないようでしたら、資料2 - 2の「ヒト胚の取扱いに関する基本的な考え方」につきましては、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【茂木議員】

それでは、原案のとおり決定し、総合科学技術会議から小泉総理及び関係大臣に対し意見具申いたします。関係大臣におかれましては、この意見具申に沿って、ヒト胚の適切な取扱いのための制度的枠組の整備等が進むようご尽力をいただきたいと思ひます。

(3) 科学技術関係人材の育成と活用について

【茂木議員】

それでは、次の議題3の「科学技術関係人材の育成と活用について」に入ります。科学技術創造立国の実現には、これを担う優れた科学者、技術者等の人材を育成・確保することが極めて重要であるとの認識の下、昨年7月に科学技術関係人材専門調査会を設置し検討を進めてまいりました。昨年末の総合科学技術会議において中間的な論点整理、これを御報告し御議論いただいたところでありますが、今回、最終報告書取りまとめ案を報告させていただきたいと思ひます。阿部議員よろしくお願ひします。

【阿部議員】

スクリーンで御説明させていただきます。

今、茂木大臣からお話がありましたように、昨年の7月の総合科学技術会議から専門調査会で検討しろという御指示をいただきましたのが「世界水準

の研究成果の創出とその活用を推進するため、必要な科学者・技術者及び専門家の育成・確保について」でございます。

そういうことで内外の様々な変化を踏まえまして、現状の問題点を常に浮き彫りにさせながら検討を進めてまいりました。

そこで改革の基本方針として3つ掲げました。まずは人材の質的向上ということ、それから各界の壁を越えた総合的な政策の推進と、それから内向きはなくて、世界に開かれたシステムに向けての改革でございます。

更に基本的な方向として、国際的にリーダーシップを発揮できるような広い視野と柔軟な発想を持つ人材の育成、それから世界的に高水準の高等教育と、多様性や創造性を伸ばしていく初等中等教育を目指した教育改革、更に多様な人材の交流等を通じて、斬新な価値を創造できる研究教育環境の実現というものでございます。

これらに基づきまして、具体的には人材の育成と活用を分けました。これはごく一例であります。本文は3 - 2、厚い方でございますが、方向として8つ、それから方策として22を掲げました。その一部であります。例えば弾力的な履修形態の導入というのは、学部大学で異なった大学や専攻で勉学することを奨励していこうというようなこととか、国際リーダーシップにつきましても、実践的なプロジェクト教育、あるいはインターンシップ、また外国の優れた教育実績があるような大学で勉学できる機会を少しずつ増やしていこう、それから何と言っても初等中等教育が大切で、これに対する様々な取り組みへの支援の強化等でございます。これが育成でございます。

活用につきましても、4つの方向と9つの方策を掲げました。総合科学技術会議におきまして、若手研究者の競争的資金の大幅拡充というのは、既にこういう方向で動いているわけでありませうけれども、人材という面から見ますと、まだまだ若手研究者が独立して仕事をするというふうになっていない面がありますので、こちらの方からも応援していきたい。それから優秀な人材がいろいろな条件で他の組織に移動できる環境の整備というのは、これは流動性というのが盛んに言われていますけれども、日本の社会は、やはり大きく組織が変わりますと大体不利になるような状況がいろいろ出てまいりますので、そういうものを少なくとも優秀な人材にとっては極力小さくしていこうと。それから女性、高齢研究者の能力というのは、例えば定年があるわけでありませうけれども、定年でも非常に優れた研究をしている人は、競争的研究費等でこれを続けることを推進していこうというようなことでございます。

そういうことで、今後の課題であります。これは文部科学省ほか関連の省と連携をとりながら、こういった改革に係る基本的なデータの整備、フォ

ローアップの実施を進めていきたいということでございます。人材の問題というのは極めて多面的でございます、幾つかの施策をやれば済むということではないところがございしますが、しかしながら、一方ではめり張りを付けていかなければいけないということで、今回は31の方策について、子どもの教育から定年の研究者に至るまで方策を提案させていただきましたので、文科省ほかの関連の省と今後も連携をとって進めていきたいと考えているところであります。

以上であります。

【茂木議員】

ありがとうございます。人材の育成、そして活用の両面にわたり、31の施策を中心に取りまとめを行いました。本件について御意見等をお願いします。河村文科大臣をお願いします。

【河村議員】

今、阿部議員の御説明がありましたように、文部科学省はこの問題に大きくかかわっていくわけでございますが、科学技術創造立国を実現しようと思えば、まさにこれに対する人材をどういうふうに養成していくかということ、これが最大の課題になってくるわけでございます。この問題について広い観点から御議論をこれまでいただき、これにのっとなってこれから具体的に考えております。

特に社会と科学技術の関わり合いは今非常に深くなってきておりますから、この中で研究者と技術者と研究支援者が適材に、適量にといいますか、一方、研究者ばかりでもだめ、技術者だけでもだめ、そういう点でそれぞれの方々が活躍できるような場をつくっていく。特に今、子どもたちや青少年の理科離れ、理数離れということが言われていますが、この子たちにいかに科学技術に対する関心を持たせるかということ、科学的になぜといいますか、「不思議に思う心」、「科学する力」、これをどうやって育てていくかということにもっと力を入れていかなければならないと思っております。

そこで7月16日に科学技術・学術審議会から第3次提言を公表させていただいていますが、これに具体的な施策を盛り込んでおりまして、このことについては、私どもとしましても、まさに初等中等教育から大学院まで一貫して政策をとっていこうということでございます。これからも科学技術関係人材専門調査会、それから科学技術・学術審議会、ここで今まで検討いただいておりますので、これを着実にやっていくしかないと思っております。スーパーサイエンスハイスクールなどというのは、もっともっと全国的に展開

していいと思っております、そういう意味で総合科学技術会議の先生方には、いろいろまた御教示を賜ればありがたいと思っております。

【茂木議員】

ありがとうございます。それでは、坂口厚労大臣お願いします。

【坂口臨時議員】

人材の育成ということにつきましては、そのとおりというふうに思っております。外国の優秀な人材をどう日本に来ていただけるようにするかということも、もう少し考えていかなきゃいけないのではないかと。私の方、例えば独法化されました国立病院でありますとか、そうしたところでは、外国から来ていただくといいにしても、研修には来てもらってはいいですよと、だけれども、指導的立場で迎え入れるということはなかなか難しいシステムになっております。そういう優秀な人材は日本に来ていただくというふうに、それができるようにしていけないといけないのではないかと気がいたしまして、その制度改革も必要ではないかというふうに痛感いたしております。

【茂木議員】

それでは中川経産大臣お願いします。

【中川議員】

この前、新産業創造戦略というのを先生方にお示しをして御了承いただいたわけですが、行き着くところはやはり人材といいましょうか。人間力というんでしょうか。ここに科学技術関係の人材の育成と活用ということなんですが、世界最先端の技術者、あるいは科学者と同時に、例えば金型をつくるとか、ハンダ付けをすとか、この技も世界一で、むしろ、この部分は日本が非常に強い部分だと思うので、その辺をどういう位置付けにしていけるのか。有名大学の有名研究者になっていくということと、言葉は悪いですが、まちの金型、板金塗装といったものとのバランスといいましょうか。頭でっかちではいけないという御議論がありました。今、坂口大臣と逆の話なんですけれども、優秀な人材を外国にとられないように、言葉が悪いですが、外国に流出しないようにしていくということも今後大きなポイントになってくるのではないかと思うんですけれども、その辺はどういう御議論があったのか教えていただければありがたいなと思っております。

【阿部議員】

いずれも非常に大切な御意見なんです、さっき文科大臣がおっしゃった支援者の問題と、それから今、中川大臣がおっしゃった金型、ハンダ付け等その辺については、実は余り詳しくやっておりません。必要だという、もちろん認識、御意見はございましたけれども、むしろ、その辺については、関係の省で更に詳しくやっていただくことになるかもしれません。我々のところでは、どちらかといいますと、やはり大学以上で優れた技術者、優れた研究者に視点を置いて議論してまいりましたので、今、おっしゃったところは極めて大切だと思ひまして、そういう御意見もございましたけれども、余りそこは深掘りをした議論はしないのであります。おっしゃるとおりだと思います。

【小泉議長（内閣総理大臣）】

今に関連して、大学を出ないどころか、中学を出てすぐ職人芸といふのかな、伝統技能、これがどんな研究者よりも優れた技術を持っている人がいる。勘といふのか、昔の職人が教えない、親方は教えない、体で覚える、見て覚えると。何も言わないんだけど、無駄な努力みたいに見えるんだけど、これが優れた先端的な科学技術にまさるとも劣らない技能を持っている人がいる。そういう人たちの人材育成と、今の先端的技術から見る人材育成、これは何とか連携できないですかね。この間、小柴博士のカミオカンデに行ったら、100人以上の外国人の科学技術者が毎日来ているらしい。日本人の研究者と外国人の研究者、これは余り知られていないが、日本人半分、外国人半分、こういう刺激は、日本に来ないとできないと。そういう外国の人材と日本の先端的な技術では理解できないようなすごい技術を持っている職人、伝統技能を持っている人がいる。これをどうやって今後育成なり伸ばしていくか、これも大事な課題じゃないですかね。

【茂木議員】

総理から、伝統技能を持っている方の育成について、先端の科学者とそういった技術又は職能を持っている方のバランスの問題、更に先ほど中川大臣からも御説明があったように国際的な流れ、日本の人材が向こうに流出しないように、この専門調査会の中でも海外の動向、米国はどうしているかとか、中国のウミガメ政策とかいろんな検討をしましたが、今日の御意見や、この専門調査会の結論を踏まえて、更に総合科学技術会議としては、第3期基本計画の中で、この人材の問題を中心的な課題として取り上げていきたいと考

えております。

ほかに御意見がないようでしたら、資料3 - 2の科学技術関係人材の育成と活用については、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【茂木議員】

それでは、原案のとおり決定し、総合科学技術会議から小泉総理及び関係大臣に対しまして意見具申をいたします。関係大臣におかれましては、この意見具申に沿って、世界最高水準の科学技術関係人材の育成・確保の実現に向けた御協力をよろしくお願いいたします。

【細田議員】

ヒト胚の取扱いについては、非常にすばらしい報告書を、しかも長期にわたる議論をまとめていただいてよかったのですが、マスコミ等の取り上げ方も興味本位的なものもあるし、中国で胎児細胞の移植を行ったとの報道があったり、いろんなことが起こるので、より国民の皆様方に理解をしていただけるわかりやすい形で、ぜひ解説というか、普及を図っていただきたい。また、これから国際的な動きも予想され、種々の調整が必要になると思いますので、そういったときに臨機応変に、色々な対応ができることも大事だと思います。

【茂木議員】

なかなか難しい問題なので、マスコミも含め、きちんと国民の皆さんにわかるような形で説明していかなければならない。そういうことも官房長官の御発言に沿ってやりたいと考えております。

(報道陣入室)

【茂木議員】

1時間以上にわたりまして、大変熱心な御議論をいただきました。いい方向が出されたのではないかと考えております。

最後に小泉総理から御発言をお願いいたします。

【小泉議長（内閣総理大臣）】

今日もまた熱心な議論をありがとうございます。これから17年度予算編成の具体化が始まるわけですが、17年度予算においては、科学技術予算すべてこの会議で取扱う、重複を排除する、各省の連携強化を図る、こういう視点から今までにない役割をこの科学技術会議が担うわけですので、どうか皆さん科学技術予算の司令塔としての役割を発揮できるように、今後よろしく御努力をお願いしたいと思います。

また、ヒト胚については、私、素人ですから、説明いただくと非常に難しいので、私がとやかく言う問題ではないですが、これは大変重要な問題であることはわかります。今後も必要な取り組み、将来の医療にも大変重要な分野だと聞いておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

（報道陣退室）

【茂木議員】

ありがとうございます。

なお、既に御確認をいただいております前回の議事録については、本会議の終了後公表させていただきます。また、今日の配付資料についても、すべて公表したいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の総合科学技術会議を終了いたします。